ハイム学芸に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成２５年3月１９日

国立大学法人東京学芸大学長
村　松　泰　子

ハイム学芸に関する取扱要項の一部を改正する要項

ハイム学芸に関する取扱要項の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

ハイム学芸に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：宿舎規則の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　この要項は，国立大学法人東京学芸大学宿舎規則（平成１６年規則第１８号。以下「規則」という。）第１７条の規定に基づき，小平市上水南町３－２９－１に所在する職員宿舎（以下「宿舎」という。）について，必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成２５年３月１９日から施行し，平成２４年１２月２８日から適用する。	（趣旨） 第１条　この要項は，国立大学法人東京学芸大学宿舎規則（平成１６年規則第１８号。以下「規則」という。）第１６条の規定に基づき，小平市上水南町３－２９－１に所在する職員宿舎（以下「宿舎」という。）について，必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕